



三方良しの健康経営 受動喫煙防止対策助成金

受動喫煙防止対策助成金は、職場の受動喫煙防止対策として喫煙室の設置や改修、換気装置の設置などを行った際に費用の一部を助成する制度です。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

【助成対象となる措置】

①	右の基準を満たす喫煙室の設置・改修	喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2m/秒以上
②	右の基準を満たす屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修	喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の出入口などにおける粉じん濃度が増加しない
③	右の基準を満たす換気装置の設置など	喫煙区域の粉じん濃度が0.15mg/m ³ 以下、または必要換気量が70.3×（席数）m ³ /時間 以上

【助成対象経費】

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～③の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2 飲食店を営んでい る事業場は1/3	100万円

【お問い合わせ】

雇用環境・均等部企画課 TEL:052-857-0313

【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>